**平成２５年（フ）第４２７号**
静岡県伊豆市修善寺595番地の１　Ａ棟307
破産者　西本　　和
１　決定年月日　平成26年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２５年（フ）第２３４号**
愛知県豊田市柿本町７丁目26番地１　サニーハイツＢ―101号、前住所愛知県豊田市柿本町２丁目７番地２　オーケーズ豊田西102号
破産者　和田恵美こと　金　　惠淑
１　決定年月日　平成26年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２５年（フ）第２７９号**
愛知県岡崎市江口１丁目７番地４　パークハウスあまの103、前住所愛知県岡崎市戸崎元町６番地１　藤和シティホームズ戸崎元町801
破産者　黒江　和広
１　決定年月日　平成26年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２５年（フ）第１２６６号**
京都市北区紫竹下竹殿町26番地
破産者　岸中佐智子
１　決定年月日　平成26年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第３４９号**
兵庫県芦屋市春日町22番６号
破産者　庄司　良江（旧姓寺尾）
１　決定年月日　平成26年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第４０１号**
兵庫県尼崎市西難波町４丁目５番20―201号
破産者　辛　　徳一
１　決定年月日　平成26年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第５１３号**
兵庫県西宮市甲子園春風町３番21号
破産者　太田酒店こと　太田　忠志
１　決定年月日　平成26年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第５１８号**
兵庫県尼崎市田能３丁目１番38―301号
破産者　黒木塗装こと　黒木　　香
１　決定年月日　平成26年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第６１９号**
兵庫県西宮市与古道町３番４―301号
破産者　大森麻寿美
１　決定年月日　平成26年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第４４号**
兵庫県篠山市二階町65番地１、開始決定時の住所兵庫県篠山市二階町86番地
破産者　ピジョンスポーツこと　樋口　　滋
１　決定年月日　平成26年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

**平成２５年（フ）第６７１号**
熊本県合志市須屋660番地
破産者　髙本　武則
１　決定年月日　平成26年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第７１１号**
熊本市東区新南部１丁目４番15号
破産者　緒方みほ子
１　決定年月日　平成26年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２５年（フ）第６２８号**
埼玉県和光市新倉２丁目22番30号ウィング九田202、開始決定時の住所埼玉県和光市新倉２丁目31番２号
破産者　若林　　努
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第３８７号**
北九州市八幡西区千代５丁目５番７号
破産者　赤嶺　末生
１　決定年月日　平成26年２月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第１４号**
秋田県大館市比内町谷地中字弥助67番地
破産者　渡部　憲彦
１　決定年月日　平成26年２月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

**平成２３年（フ）第３０３号**
埼玉県熊谷市大原１丁目11番34号
破産者　柴﨑　英雄
１　決定年月日　平成26年２月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２５年（フ）第１５０号**
群馬県安中市安中４丁目３番５号　ドミール・ドゥ101号、開始決定時の住所埼玉県熊谷市久下1279番地２
破産者　渡邉　　優
１　決定年月日　平成26年２月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２５年（フ）第１５１号**
群馬県安中市安中４丁目３番５号　ドミール・ドゥ101号、開始決定時の住所埼玉県熊谷市久下1279番地２
破産者　渡邉　榮子
１　決定年月日　平成26年２月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部